

情企画 21-52
平成 21 年 11 月 9 日

企業会計基準委員会御中

社団法人情報サービス産業協会
企画委員会 財務税制部会

「収益認識に関する論点の整理」に関する意見と要望

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会より平成 21 年 9 月 8 日に公表された「収益認識に関する論点の整理」（以下、論点整理という。）については、情報サービス業界団体の立場から、当業界の中心的なビジネスである受注制作のソフトウェアに関する工事進行基準の論点(各論 論点 A)に絞って、次のとおり、意見と要望を提出いたします。今後の審議においてご検討賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

- ・ 本論点整理における工事進行基準の見解を支持する。
- ・ 国際財務報告基準(IFRS)における受注制作のソフトウェアの収益認識に関する取り扱いの明確化を要望する。
- ・ IASB・FASB「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」(DP)が示した工事契約の収益認識に関する考え方方が会計基準として実現する可能性が高まった場合には、いち早くその動きを公表すると共に、わかりやすい経過説明を要望する。

以上

(別添)

1. 本論点整理における工事進行基準の見解を支持する。

本論点整理の【論点 A】質問 10 で示された DP が提案する考え方には賛成いたしかねる。貴委員会が本論点整理第 149 項で示したスタンスに第 150 項から第 155 項のコメントと共に賛同する。

関連する【論点 4】質問 7 については、参照が指示されている第 120 項を受注制作のソフトウェアを前提として考えると、工事進行基準はもちろんのこと、工事完成基準における分割検収の実施についても、DP の示す「支配の移転」の捉え方次第では適用できない恐れがあると読める。

すなわち、実務対応報告第 17 号 2(1)において分割検収は、「最終的なプログラムの完成前であっても、例えば、顧客（ユーザー）との取引において、分割された契約の単位（フェーズ）の内容が一定の機能を有する成果物の提供であり、かつ、顧客（ユーザー）との間で、納品日、入金条件等について事前の取決めがあり、その上で当該成果物提供の完了が確認され、その見返りとしての対価が成立している場合には、収益認識の考え方と合致しているため、収益認識は可能である。」と説明されているが、第 120 項(1)にあてはめると、最終的なプログラムが完成してユーザーが当該プログラムを実装したソフトウェアが利用できなければならぬと解されるためである。

2. 国際財務報告基準(IFRS)における受注制作のソフトウェアの収益認識に関する取り扱いの明確化を要望する。

受注制作のソフトウェアを適用範囲としている企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」は、貴委員会と国際会計基準審議会(IASB)との間で進められている会計基準のコンバージェンスに向けた協議の中で短期プロジェクトにおける検討項目の1つに追加されたことを契機として開発した(同会計基準第 29 項)とされている。

その適用範囲は、仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行う工事契約であって、受注制作のソフトウェアはその工事契約に「準じて」適用範囲に含めている(同第 4 項)。適用範囲に定めた理由は、「研究開発費等に係る会計基準」において、受注制作のソフトウェアは請負工事に準じた処理とすることとされているから」とある(同第 32 項)。

したがって、本会計基準開発の背景から受注制作のソフトウェアには会計基準のコンバージェンスとの繋がりは見出しづらい。

しかし、国際財務報告基準(IFRS)では、IAS11 号(工事契約)において「プロジェクトの管理者および設計者の役務に関する契約のような、資産の建設工事に直接関連した役務の給付に関する契約」が工事契約に含まれるものとされている(第 5 項(a))。IAS11 号では受注制作のソフトウェアに関する明示的な規定がないため、当業界では、

これをもって、IAS11 号を受注制作のソフトウェアの会計処理についても定めたものと捉える見方が一般的である。

今般の DP 公表は、この IAS11 号を含めた今後の IFRS における収益認識の取り扱いの見直しを図る取り組みであると理解している。

そこで、その見直しにあたっては、受注制作のソフトウェアの取引実態及びその財としての性質を十分に配慮し、IFRS における受注制作のソフトウェアの収益認識に関する会計基準の明確化を図ることを要望する。

3. DP が示した工事契約の収益認識に関する考え方方が会計基準として実現する可能性が高まった場合には、いち早くその動きを公表すると共に、わかりやすい経過説明を要望する。

本年 4 月 1 日より企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 18 号「工事契約に関する会計基準の適用指針」(以下、会計基準という。)の適用が開始された。

本会計基準及び適用指針の適用時期については、システムの改修など相当の対応が必要となることが見込まれたことから、弊協会では公開草案の段階で経過措置を設けるべきとの意見(※)を提出した。しかし、これが貴委員会において受け入れられなかつたため、弊協会会員企業では短い準備期間のなかで対応を迫られることとなった。特に、本会計基準では一定の要件を満たした場合には工事進行基準を適用しなければならないと定めている。このため、社内ルールの設定はもとより、本会計基準上では直接的な定めはないが、外注費の見積もりの信頼性を確保する体制の構築が必要であると考えられることから、社内はもちろん、グループ会社や企業によっては協力会社にまで対応をもとめることとなった。

本論点整理は、こうした対応を図って半年あまりが経過した時期に公表されたものであるが、そこで紹介された DP の工事契約の収益認識に関する考え方方が上記の本会計基準における取り扱いと異なることに困惑する声が当業界では広がりつつある。

率直に申し上げて、本会計基準の公表以降、本論点整理に至る貴委員会の対応は当業界関係者の目からみて理解しづらい。IAS11 号とは異なる工事契約の収益認識に関する考え方方が貴委員会を含めて IFRS 関係者の間で共有されつつあったのであれば、本会計基準の適用開始の延期もあり得たのではないか。

本論点整理によれば、平成 22 年の第 2 四半期中に IFRS の収益認識に関する会計基準の公開草案を公表する予定のことである。

そこで、二度と無理なスケジュールで IFRS への対応が迫られることのないように、DP における工事契約の収益認識に関する考え方方が受注制作のソフトウェアにも適用される見通しが立った場合には、その公開草案の公表をまたずに、その旨をできるだけ早い時期に明らかにすることを要望する。

なお、その際には、企業の経理部門以外の利害関係者にもその経緯が容易に理解

できる説明を併せて要望する。

※ 情経當 19-21 企業会計基準公開草案第 20 号「工事契約に関する会計基準(案)」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 25 号「工事契約に関する会計基準の適用指針(案)」
に対する意見

以上